

# 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育経費) について

平成27年3月10日

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体  
市町村

2 実施場所  
認定こども園

3 対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ)6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立※1,2	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外		☆	●	●
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立※1	単独型	○	○	/
		接続型	○	○	☆
		並列型	○	☆	☆
	上記以外	単独型	☆	☆	/
		接続型・並列型	☆	☆	☆
保育所型			☆	●	●
地方裁量型			☆	☆	☆

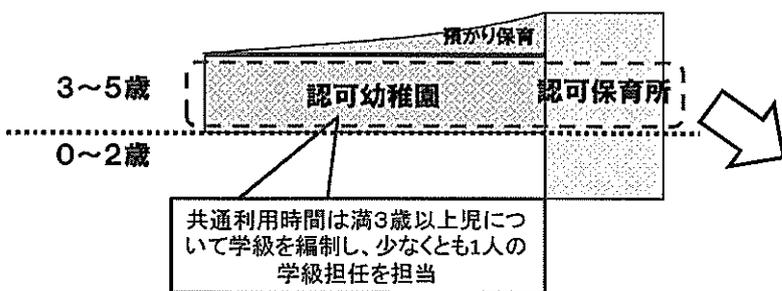
※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

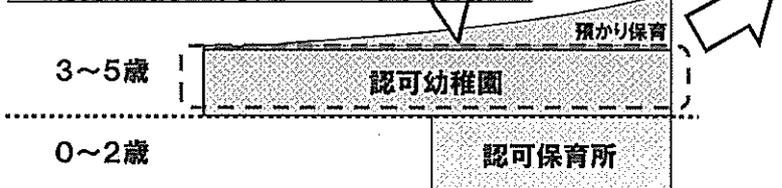
幼保連携型認定こども園の諸類型

○ 現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

●幼保連携型認定こども園:並列型

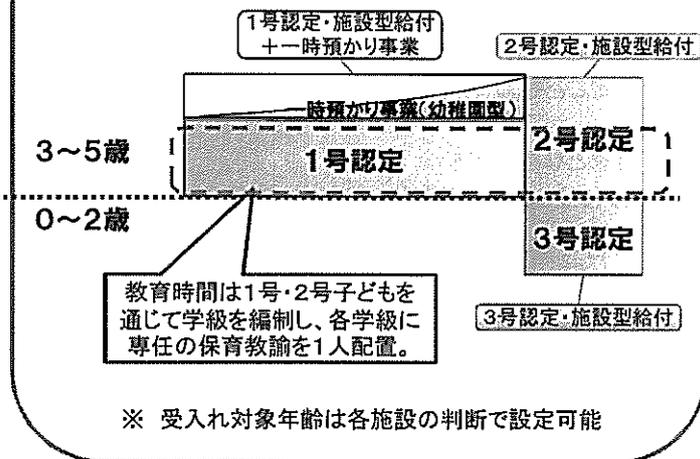


●幼保連携型認定こども園:接続型



★新幼保連携型認定こども園

※単一の施設として一体的に運用



※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

# 幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

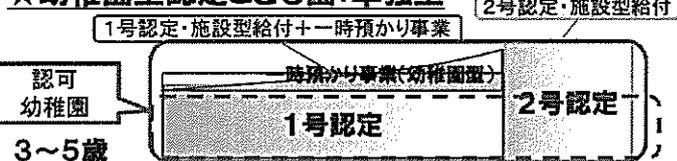
※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ 共通利用時間<sup>1</sup>は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

## ●幼稚園型認定こども園：単独型



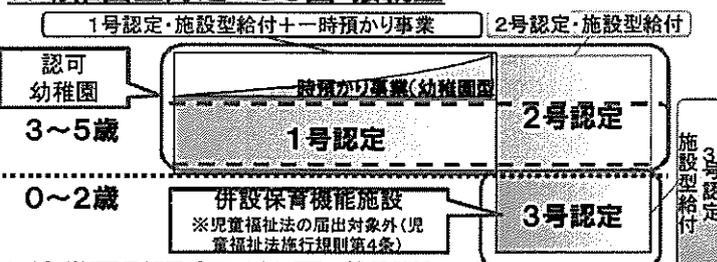
## ★幼稚園型認定こども園：単独型



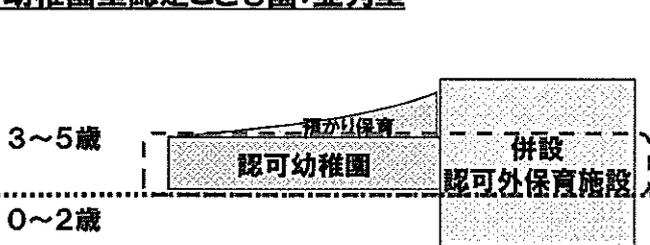
## ●幼稚園型認定こども園：接続型



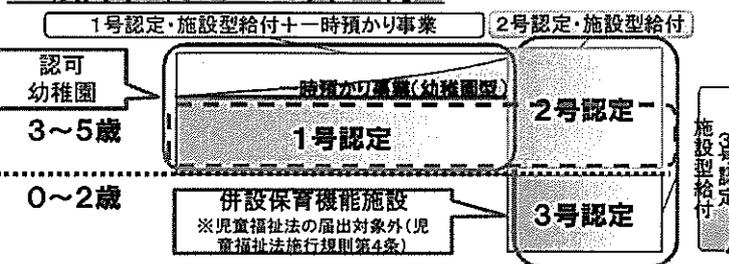
## ★幼稚園型認定こども園：接続型



## ●幼稚園型認定こども園：並列型



## ★幼稚園型認定こども園：並列型



# 保育所型認定こども園の類型

○ 保育所型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

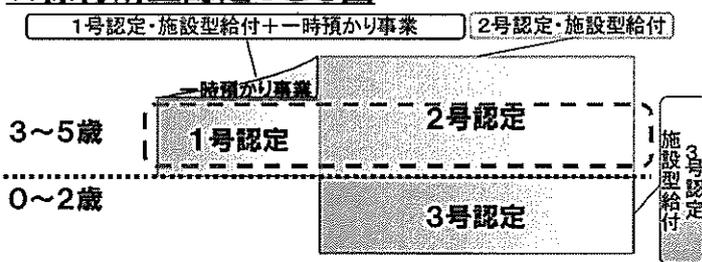
※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ 共通利用時間<sup>1</sup>は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

## ●保育所型認定こども園



## ★保育所型認定こども園



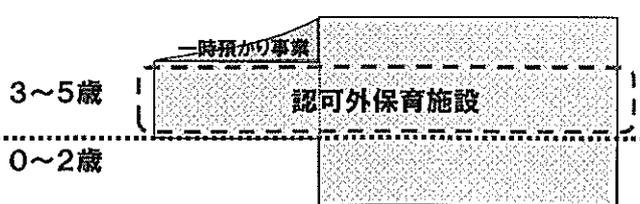
# 地方裁量型認定こども園の類型

○ 地方裁量型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ 共通利用時間<sup>1</sup>は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

## ●地方裁量型認定こども園



## ★地方裁量型認定こども園

